

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○吉野委員長 次に、階猛君。

○階委員 おはようございます。民進党の階猛です。

小熊議員、金子議員からは、福島について主に御質問をいただきました。私の方からは、まず岩手について、特殊事情といえますか、台風十号の被害があったことに関連しまして御質問をさせていただきます。

台風十号は、被災地である宮古市にも大きな被害をもたらしました。私がちよっとお聞きしたところ、宮古市の中で事業主さんの被災がどういうものだったのか。

東日本大震災で百六十一ぐらい被災をして、そしてその後、グループ補助金その他の公的な補助制度によって補助を受けた。この百六十一のうち、今回、台風十号で被災した事業者が七十四あったということでありまして。つまり、ダブルで被害を

受けた割合は四六％、こういう大きな割合に上っています。また、商工会議所の会員に限ってみると、これは補助を受けたか受けていないかにかかわらず、ヒアリングすれば大体七割ぐらいがダブルで被害を受けた、こういうことであります。

他方で、中小企業庁さんなどにお話を聞きますと、当初、震災の後、グループ補助金をいただいた、そして復興に向けて立ち上げた、ようやく軌道に乗ったところでまた台風十号で被災しましたというときに、もう一度そういうグループ補助金の制度で立ち直すチャンスはあるのかということをお尋ねしたところ、やはりこれは、一回グループ補助金を得て立ち上げて、その後に被災した場合は対象にならないんだというお話でありました。

しかし、まだ復興期間が続いておるわけでございまして、せっかく立ち上がってもここでまた挫折するようなことがあれば、今まで国が支援してきたものは全部水の泡になってしまうわけですね。そこで、大臣に根本的なところをお尋ねしたいと思うんですが、こうしたダブルで被害を受けた事業者についてどういった救済方法をとるべきと考えていらっしゃるかどうか、お尋ねいたします。

○今村国務大臣 台風十号に係る被害につきましては、激甚災害に指定するなどして、政府一丸となって今全力で対応しているところであります。

今御指摘の東日本大震災の被災事業者について言いますと、例えば、グループ補助金による事業再建の完了前に台風による被害を受け、工程等に変更が生じた場合には復興予算の対象となり得るというふうに考えております。

しかし、今委員も御指摘になりましたように、一応もうこれで済んだというところがまた受けたときにはこのグループ補助金を適用するのはなかなか難しいんじゃないか。というのは、このグループ補助金の対応は、やはり大きな、広範囲にわたる地区を対象にしておりますから、ちよっと難しいんじゃないかなと思っております。

そのかわりと言ってはなんでしょうが、経済産業省で、激甚災害の指定を受けた四市町の中小企業、小規模事業者に対しては、資金繰りの支援の拡充、特例的に各種補助金の上限額引き上げあるいは遡及適用など、支援策を総動員して今きめ細かな対策をやっているとあります。

現地の事情もいろいろ聞きながら、ほかにどういう手だてがあるのかも含めて検討しながら、今後対応していきたいと思っております。

○階委員 通常の単発的な台風の被害であれば激甚災害という対応でよろしいのかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、人間でいえば、瀕死の重傷を負って、五年たつてようやく日常生活に戻れてきたところでまた大けがをした、こういうものであります。ですから、通常の台風の被害とは違う対応をぜひ考えていただきたいということ、今、資金繰りの手当てなどをされるということでしたけれども、ぜひ、現地からもいろいろなお話を聞いて、しかるべき対応をとっていただきたいということをまず申し上げます。

その上で、きょうは、私も民進党、それから野党にも一部共同で提出してもらっていますけれども、いわゆる復興推進四法案について取り上げ

させていたがたいと思います。

資料の一ページ目から四ページ目まで簡単な法案の説明をつけさせていたでいておりますけれども、これは時間がないので説明は省略させていただきます。被災者生活再建支援金の上積みを図る法案。それから、災害弔慰金を支給する上で災害関連死を認定する、その基準を明確化する法案。そして、これから取り上げたいのは、被災地の土地、行方不明、権利者不存在、こういった事由によつて被災地でのさまざまな事業が滞ってしまう、これを解消するための法案であります。それが三つ目、四つ目であります。

そこで、まず、三つ目、四つ目の法案に関連して御質問をこれからしていきたいと思っておるんです。

資料の五ページ目、私の方でつくったチャート図をごらんになっていただければと思います。津波跡地の類型ということであつたとまとめさせていただきます。

津波の跡地、防集でいえば移転元地ということになるわけですが、もともと私有地のもので、もともと公有地のものであります。もともと私有地のものについては、買い取り対象になったものと、買い取り対象外となったものがあります。買い取り対象外のものには私有地、そのままいいわけですが、買い取り対象となったもので問題なのは、買い取りがまだ未完了のものであります。

この未完了のものについても三つぐらいの類型に分かれます。まず、買い取りの意向があるというものであり

ます。

このうち、権利者が確定していれば、いずれ買い取りが終わつて公有地になる。これも問題は少ないかと思えます。

その次に、買い取り意向はあるけれども権利者が未確定。これはどういう場合かといいますと、まず、現地に事実上その物件を管理なり利用している人がいる、ただし、遺産分割協議等がなされていない共同相続人がたくさんいる、しかも、その人たちは音信不通であつたりして、いまだ誰が共同相続人として現存しているのかということがよくわからないような、つまり、権利者のうち少なくとも一人は現存して、買い取りしてほしいという意向を示しているわけですが、その他複数の方がよくわからない状況になつている。こういうものについて、どうやって権利を確定していくかということなわけです。

普通にやつていくとすれば、権利調査、戸籍を使って、さかのぼつて家系図をちゃんと調べて、誰が共同相続人であるかということ調べて、その共同相続人に連絡をとつて、そして一堂に会して遺産分割協議をして、誰が所有権者であるかということを確認する流れになるわけですが、これは、相続登記とかがずつとなされておりましたと大変膨大な関係者の数に上るわけです。実際にはなかなかそれは困難だということで、私たちの方でつくつたものがこの資料の四枚目の法案であります。

資料の四枚目は、東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の

処分の円滑化に関する法律案、大変長い法律名ですけれども、今申し上げたようなこういうケースにおいて、権利者のうち、現存している人はいいわけですが、行方不明の方を代表する形の不在者財産管理人、この方を、原則は不在者一人につき一名の管理人が必要なんです、不在者複数名、五人でも十人であつても、一人だけ選任して現存する権利者の方と協議してまとまればどなたかが所有権者として買い取りの進め、こういうものでございます。

こういう法律が必要なのではないかと思つていまして、まずバックデータとして、政府参考人にお尋ねしますけれども、防集移転跡地で買い取り対象となつた土地のうち、権利者の一部が不明のため買い取りがなされていない土地の箇所数とその比率についてお答えいただけますか。

○樺島政府参考人 お答えいたします。

防災集団移転促進事業の移転元におきまして未買い取りの土地は存在しておりますけれども、買い取っていない要因について調査したものがございまして、復興庁として、お尋ねの箇所数、比率については把握をしていないというところでございまして。

なお、定量的把握には及んでおりませんが、用地取得の加速のための措置を講ずるとともに、土地の買い取り時における課題については、復興庁としても、きめ細かく市町村の相談に応じているところでございます。

○階委員 NHKの報道で今申し上げた数字が実は発表されていまして、買い取り希望があつた登

記上の土地約四万四千七百二十五カ所のうち、相続人の全員と連絡がとれないなどの理由で今も買い取りが進んでいない宅地が全体の一七%、何と七千五百九十二カ所に上るとのことです。

これはことしの一月十一日のニュースでございますから、今はちよつとまた数字は変わっておりますけれども、今も承知はしておりませんが、私が方としても、いろいろな対応をしながら調査を進めてきたところでもあります。（階委員「だから、調査していないということですね」と呼ぶ）いやいや、それは、つかめていないところがあるということは事実であります、やっつきたということだけはお認め願いたいと思います。ただ、先ほど、これはちよつと一般論と違つて言われますが、当然、一般論としては、こういった取用の制度をやる、あるいはこういった対応をする中でも、個々人の権利関係にやはりかわつてくるわけですよ。そういうところをどういうふうに整理するかというこの議論があるから、だから復興庁だけでは対応できないんじゃないですか。かということもさつき申したつもりです。

私は、NHK、政府が右と言つたら左と言うわけにはいかないという会長ももうやめられて、多分この数字も、しかるべきところで調査をして正しい数字が出てくるんだと思つていますけれども、こうした数字を背景にすれば、先ほど私たちの方で出していると申し上げた法案について、早急に成立させることを政府としても考えていくべきではないかと思つていますが、大臣、いかがでしょうか。

○**今村国務大臣** この問題は、被災地の問題でももちろんあるわけですよ、今提起されているわけですが、山本の私所有地がよくわからないとか、いろいろの問題がやはりあることは確かなんです。そういうことを今後どうやって整理していくかかということは、一般論としての課題でもあるというふうに思つております。

そういう中で、復興事業のための用地確保についてでありますけれども、今言われたような問題点があることは承知もしておりますが、これも、土地収用制度とか財産管理制度の活用、そういったことを図つて対応してきたところでありまして、例えば財産管理制度については、これは先生も御存じのとおり、弁護士会とかあるいは司法書士会の協力を得て、これは結構十分な数の財産管理人候補者を確保してきております。また、裁判所においてもできるだけ手続に要する期間を短縮する措置をとつてもらつていて、等々のいわゆる運用改善によつて、多くの事業で活用されて成果を上げていくというふうに思つております。

まだまだ不十分かとは思いますが、それから先はなかなか、非常に個人の私有財産権の問題に入つてくる、その対応はどうするかということでありますので、復興庁だけでやれる話じゃないというふうにも思つておるところであります。

○**階委員** 個人の私有財産の問題とはちよつと違つたと思います。防集移転事業で、買い取り希望があつたら公共で買い取るという公の事業があるわけですが、そして、実際に買い取り希望があるわけでも、権利者の一部が不明であることによつてそれが進んでいない、それは公にも影響が及ぶこととあります。

かつ、先ほど参考人の方から、実態を把握していないという答弁がありました。成果が上がつていないと大臣はおっしゃいますけれども、成果が上がつていないと思つておられます。もし成果が上がつていないと思つておられます。

と申すんだつたら、数字で示してください。それができないと納得できません。私は、このNHKの数字は正しいものとして今認識しておりますが、反論したいのであれば、しっかりと数字をこの国会に出してください。大臣、いかがですか。

○**今村国務大臣** NHKさんがどういう根拠でそういう発表をされたのか私も承知はしておりませんが、私が方としても、いろいろな対応をしながら調査を進めてきたところでもあります。（階委員「だから、調査していないということですね」と呼ぶ）いやいや、それは、つかめていないところがあるということは事実であります、やっつきたということだけはお認め願いたいと思います。ただ、先ほど、これはちよつと一般論と違つて言われますが、当然、一般論としては、こういった取用の制度をやる、あるいはこういった対応をする中でも、個々人の権利関係にやはりかわつてくるわけですよ。そういうところをどういうふうに整理するかというこの議論があるから、だから復興庁だけでは対応できないんじゃないですか。かということもさつき申したつもりです。

○**階委員** 復興庁はまさに、省庁横断的な問題を横断を刺して解決するためにわざわざ役所をつくつていくわけですよ。縦割り行政みたいなことを復興庁が言うのは自己矛盾だと思つておられます。時間がないので、次の質問に行きます。

防集移転跡地で買い取り対象となつた土地のうち、先ほどのチャート図をまたごらんになつていただければと思つておられますが、チャート図でいいますと右側に「？」と書いておられますけれども、「

「？」の一番上のところは今の御議論のとおりです。そして、その下の「？」のところ、権利者が不存在、だから買い取り意向も当然不明なわけですけども、この権利者が不存在というものについては、民法二百三十九条二項によれば、「国庫に帰属する。」ということになっております。

こういう理解でいいのかどうか、法務省にお尋ねします。

○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘のありました権利者が不存在ということが所有者のない土地を意味するのであれば、「所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」と規定する民法第二百三十九条第二項によりまして、当該土地は国庫に帰属するものと考えられるところでございます。

○階委員 国庫に帰属するということなんです、実際、国で管理しているとは思えないわけですね。こういう土地について、仮に国庫に帰属したものでないということで扱われているとしますと、私有地でありますから固定資産税を徴求する、そういう話になるんですが、固定資産税を徴求しないで放置されているという実態があるんじゃないですか。総務省、お答えください。

○富樫大臣政務官 御承知のとおり、固定資産税は土地や家屋の所有者に課税されるものであるため、所有者が不明であれば税を課税することはできません。そのため、真の所有者を確定するため、市町村の現場では、日ごろより、所有者の特定に向けて、例えば死亡した方の住民票や戸籍をたどり相続人を調査するなどに取り組んでいるもので

あります。

いずれにしても、そういう取り組みを進めながら進めているということをご承知しております。

○階委員 そこで、では復興庁にもお尋ねします。結局、法務省の見解によれば、権利者すなわち所有者が不在のものには国庫に帰属すると。それで、固定資産税の徴求漏れがないようにやっているとということでありましたけれども、固定資産税を徴求しない、国庫に帰属したものについては、これは国が所有者であるということ、もし市町村がその土地を何らか復興事業に供したいと考えた場合は、市町村は国に相談すればいい、こういうことになるということでしょうか。

○樺島政府参考人 お答えをいたします。

実例としてそのような事例があったということ、聞いたことがございませぬけれども、御相談があれば担当がしかるべく対応する、こういうことになるのではないかとこのように考えております。○階委員 それでは、このチャート図でいうところから二つ目の「？」は、権利者不在の場合は国に所有権が帰属するというところで整理がついたというふうに理解したいと思います。

そしてもう一つ、買い取り意向が不明、そして権利者も、先ほど言った、相続登記とかがなされてないなどの事情で不明の状況になっている場合、これも被災地では大変問題になったわけですから、これもこうした問題について、実は二年前に議員立法で法律をつくって、土地収用法の特例措置で緊急使用の期間を延ばしたりといったようなことをやりました。しかし、それではまだ不十分

だった面もあると思います。

そこで、私たちから出している法案、資料の三ページ目をごらんになってください。

これは、通常の土地収用の手続でいうと、まず権利者を確定した後で権利取得裁決というものをやりまして各人別の損失補償額を確定して、明け渡し裁決を経てその補償金を支払うということ、結構な時間がかかるわけです。

ところが、私どもは、そういう時間を短縮して権利調査をやっていると大変手間暇がかかるということ、その権利調査の前に手続中使用裁決ということをやって事業に取りかかれる、そしてその後に権利を確定して、もともとしかるべき金額を、事業に着手する前に補償金を預けておくわけですが、それでも、そのプールしていた補償金を権利が確定した後に各人に払う、こういったスキームを考えているわけです。

こういう特例を設けて、権利者が不明の土地についても、津波跡地で市町村等が土地区画整理などの事業を行う場合に活用できるようにすべきではないかとこのように考えております。

この点について、復興大臣の見解を伺いたいと思います。

○今村国務大臣 今、御党でつくっておられる法案を御案内していただいたわけでありまして。

これについては、先ほども言いましたように、いろいろな現状の認識の違いといえますか、あるいは浅い深いの違いもあるかもしれませんが、今我々が考えているのは、土地収用制度とか財産管理理人制度の活用を、先ほど言ったようにいろいろ

な形で加速化を図っているところでありますので、そういったことをもっとさらにうまく使えるということに対応できるのではないかと、いうふうに思っております。

また、先ほども言いましたように、この問題は、復興の地域に対する特別措置ということもあるかもしれませんが、その根幹には個人の財産権の保障あるいは公益性とかそういったものもやはりあるということも頭に置きながら、こういったものには対応していかなきやいけないんじゃないかなというふうに考えております。

○階委員 参考人に聞きますけれども、こういった権利者が不明となっているものについては、そのまま放置されるということではないんですか。権利者の全部が不明のものについては、買い取り意向があるかどうかとも判断していないわけですけれども、これはそのまま放置されるという理解でよろしいんですか。

○樺島政府参考人 お答えいたします。

防災集団移転促進事業につきましては、強制ではございませんで、移転対象となる移転促進区域内の地権者の買い取りの御希望に応じて市町村が宅地等を買収する制度となっております。

このため、市町村としても、待ちの姿勢ではなく、権利の確定、なるべくそういったような努力は払うわけでございますけれども、仮に、地権者が全部不明、こういったような事情で買い取りの御希望が最終的にないような場合には、その土地については買い取りに至らず、権利者が不明の状態が存続するということはあり得ると考えており

ます。

○階委員 先ほどもお聞きしたんですが、権利者不明の状況がずっと続くとなると固定資産税はどうなってしまうんだろうか、公平な徴収という意味で私は問題なのではないかと思っておりますけれども、こうした不明状態が続くということは総務省としてどういうふうに考えられますでしょうか。総務省、もう一回お答えいただけますか。

○富樫大臣政務官 先ほどの繰り返しになりますけれども、真の所有者を確定するため、市町村の現場では、日ごろより、所有者の特定に向けて地道に調査などに取り組んでいるものと承知しております。

○階委員 いやいや、地道に調査すると言っても、先ほどの津波の跡地ですら不明の状態が続いているということでありまして、こういう状況が続いているということがまさに復興の足かせとなるわけですね。

それで、要するに、整理しますと、チャート図で「？」を三つ書かせていただきました、上から二つ目のチャートは、権利者未確定で、長い時間をかけて調査して、いずれは私有地になり得るかなど。そして権利者不存在なのは国有地、そして権利者不明なのは放置。公有地化、私有地か国有地か放置、こういう四つのパターンに分かれるわけですね。こういう、いわば津波の跡地がモザイク状になってしまふということが被災地の復興の妨げになるということなんですね。

この問題というのは、冒頭で大臣もおっしゃられました、これは被災地だけの問題じゃないかも

しれません。これからどんどん所有者不明あるいは所有者が不存在、こうした土地が全国津々浦々、特に土地の資産価値が低い地方部ではそういう傾向が強まると思うんですね。

ぜひ皆様にごらんいただきたいのは、この問題について大変しつかりとしたまとめをされていた資料を私は拝見しまして感銘を受けたので、きょうは資料の六ページ目についております。「土地の「所有者不明化」問題の全体像」という表題がついておりますが、東京財団の吉原さんという研究者の方がまとめられたことです。

土地の所有者不明化拡大の要因として、硬直化した制度、すなわち、これはX1というところに書いていますが、国土情報基盤の不備、不動産登記制度など各種台帳の課題、地籍調査のおくれそれからルールの未整備、すなわち売買規制、利用規制、こういったものがまずあると。

それから、X2として社会の変化。それは、下に書いてありますとおり人口減少。それは土地需要の減少であるとか資産価値の低下とか土地への無関心、こういったものにつながると。それから高齢化。相続が増加し、管理者が不足してくる。また、不在地主の増加ということで、土地の所有者が別なところに住んでいる。これも所有者不明の原因となっているということでもあります。

それから、こうした制度の問題、社会の変化の問題があるわけですけれども、解決の先送りが見えてしまっているということがあります。X3のところを書いていただけますけれども、基礎情報の欠

如、財産権の問題、複数省庁、責任の所在が不明瞭、費用対効果の問題といったことで、きょうの答弁でもややこのX₃の問題があらわになってきたかと思うのですが、まさにこうした問題が土地の所有者不明化を拡大して、これは被災地だけではなくて、全国津々浦々に波及する問題になり得るということであります。

復興大臣、これは復興庁の所管に必ずしもとどまらないかもしれませんが、被災地の復興を日本全体の再生につなげるということがこれからの復興のあるべき姿だと私は思っています。津波の跡地をモデルケースにして、権利者不明ないし不存在の土地が放置され続けられないようにするための法律制度をぜひ速やかに考えるべきだと考えます。大臣の御見解をお願いします。

○**今村国務大臣** まさにいろいろなモデルが、モザイク状と言われましたけれども、パターンが、事情があると思うんですね。だから、そういったものをよくまた分析しながら、まさにこれは被災地だけにとどまらない課題になっていくと思いたすので、しっかりと取り組んで、勉強してみたいと思います。

以上です。

○**階委員** 調査をし勉強する、これは本当に喫緊の課題だと思いたすのでぜひやっていただきたいたいです。その参考として、資料の七ページ目、同じ吉原さんの調べた結果なんですけれども、全国千七百十八の自治体にアンケートをとって、八百八十八の自治体から回答が得られたというアンケートの結果です。

死亡者課税がふえる、もしくはどちらかといえばふえると思う理由ということですが、そもそも死亡者課税については若干説明をしますと、死亡者課税というのは、相続があったのだけれども、登記がなされないまま放置されていた。このときに、実務上はその方が亡くなっているということが判明していれば、死亡者にはなくその相続人に固定資産税の徴収の連絡が行くことになるんですが、それを知り得ない。これは地元の人じゃないと、不在地主の場合だったりすると、地主さんが生きているか死んでいるかというのは地元の役場、役所ではわからないんですね。そうすると、死亡者にそのまま納税通知が届き続ける。

もういませんよということでは返送されてくれば亡くなったなというのはそこでわかるんですけれども、奇妙な相続人とか、不在地主なんだけれどもたまたまその郵便が届いたのでかわりに黙って払い続けていた、こういう場合がまず死亡者課税の一類型です。それから、先ほど申し上げました、亡くなったことはわかっているけれども、まだ相続の未登記のままなので、便宜上相続人の一部の人に払ってもらっている、こういったものも死亡者課税の一類型です。

いずれにしても、課税の態様としては本来の姿からちよつと外れているわけですね。

この死亡者課税がふえるか、あるいはどちらかといえばふえると思う理由ということが七ページ目に書かれてありますけれども、その理由として一番多いのが、相続の未登記は減らないということから、それから、自治体外在住者の死亡把握

が困難、私が今申し上げたようなことであります。それから、相続人調査の困難化。吉原さんの方で三つ色をつけていただいたのは、これは制度として何か打つ手があるんじゃないかということの色をつけたものであります。

ですから、こういうデータも参考にしながら、例えば相続登記について登録手数料を減らしていくとか、法務局からきちんと連絡をして、あるいは啓蒙するとか、あるいは自治体外で亡くなった方の情報が登記所に行ってそこから地元の役場に届く、そういうシステムをつくったりとか、相続人調査についてもより簡便な方法はないかどうかということを考えていく。

あとは、そもそも、財務省は土地の現物を寄附するということについてはなかなか受け付けてくれないのが過去の通達に基づく運用のようです。ただし、今後、行き場のない土地がふえてくるという中では、例えば死因贈与というのを活用することによって、私は身寄りがないので、亡くなったらこの土地は市町村に寄附しますといったようなことも認めてあげて、それで行き場のない土地をなくしていく、こういったことを考えていくべきではないか。

ぜひ、津波跡地をモデルにして、大臣、こういったことを全省庁にハツパをかけて進めていってもらえませんかでしょうか。

○**今村国務大臣** 先ほども言いましたように、これはあちこちにある問題ですから、これを一つの契機として、これからどうするんだという問題解決のスタートにしていきたいと思いたす。

○階委員　そろそろ時間で、終わりますが、法案の一つ目、二つ目、これはもう前から何度も言っています。被災者生活再建支援金の上乗せの問題、それから災害弔慰金、災害関連死の認定をきちんとやって払うべき人に払う、こういったことについて、もぜひ成立させていきたいと思っておりますので、委員皆様の御賛同を切にお願い申し上げますので、私の質問を終わります。

ありがとうございます。